

豊島区外部公益通報に関する要綱

令和8年6月17日
危機管理監決定

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づく行政機関としての豊島区(以下「区」という。)に対する公益通報の処理に関し必要な事項を定めることにより、適正で円滑な事務処理を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部公益通報 法第2条第1項各号に掲げる者(以下「労働者等」という。)が、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有する区の行政機関に対して行う公益通報をいう。
- (2) 外部通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。
- (3) 公益通報窓口 総務部危機管理課をいう。
- (4) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所管する課等をいう。

(通報窓口)

第3条 外部公益通報の受付は、公益通報窓口において行う。

(総括通報責任者)

第3条の2 労働者等から次条に規定する公益通報対応業務従事者に対してなされる外部公益通報の対応に関する事務を総括するため、総括通報責任者を置く。

- 2 総括通報責任者は、危機管理監をもって充てる。
- 3 総括通報責任者は、外部公益通報に関する調査の進捗等の管理、その他外部公益通報等の適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。
- 4 総括通報責任者は、外部公益通報に関する事務を総務部危機管理課に行わせるものとする。

(公益通報を処理する者)

第3条の3 外部公益通報を適正に処理するために、区に公益通報対応業務従事者を置く。

(公益通報対応業務従事者の職務)

第4条 公益通報対応業務従事者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 外部公益通報に係る受付、調査、報告及び通知に関すること。
- (2) 外部公益通報をしたことによる不利益な取扱いの申出に係る受付、調査、報告、通知及び勧告に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項に関すること。

(公益通報対応業務従事者の守秘義務)

第5条 公益通報対応業務従事者は、職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(除斥等)

第6条 公益通報対応業務従事者は、自己若しくはその父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹(以下この項において「父母等」という。)の一身上に関する内部公益通報又は自己若しくは父母等が従事する業務に直接の利害関係のある内部公益通報については、関与することができない。

2 公益通報対応業務従事者は、前項に規定する内部公益通報があった場合は、他の公益通報対応業務従事者に当該内部公益通報を引き継ぐものとする。

(外部公益通報の方法)

第7条 労働者等は、文書、電話、電子メールその他適切な方法により、原則として自己の氏名を明らかにして、公益通報窓口にて外部公益通報を行うことができる。

(外部公益通報の受付等)

第8条 公益通報窓口は、外部公益通報を受けたときは、意見を付して総括通報責任者及び所管課の長（以下「所管課長」という）に報告するものとする。

2 所管課の長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該外部公益通報を受理するか否かを決定するとともに、その決定の内容及び外部公益通報の概要(外部通報者の氏名を除く。)を総括通報責任者を経て区長及び公益通報対応業務従事者に報告するものとする。

3 公益通報対応業務従事者は、前項の規定による報告があった場合は、当該外部公益通報の受理に係る決定の内容(受理するときはその旨、受理しないときはその旨及びその理由)を外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者については、この限りでない。

4 公益通報対応業務従事者は、所管課長が外部公益通報を受理すると決定したときは、速やかに所管課長に受け付けした外部公益通報を引き継ぐものとする。

5 公益通報窓口は、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有しない外部公益通報があったときは、外部通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の調査)

第9条 所管課長は、受理した当該外部公益通報について、直ちに必要な調査を開始するものとする。

2 前項の調査に当たっては、所管課長は、外部公益通報に係る違法性の有無等について公益通報対応業務従事者に相談することができる。

3 所管課長は、調査の実施に当たっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分配慮するものとする。

4 公益通報対応業務従事者における外部公益通報の対応に係る秘密保持及び個人情報の保護に関し、第3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令等に従うものとする。

(調査結果の報告及び通知)

第10条 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「法令に基づく措置等」という。）を行うとともに、その内容を総括通報責任者及び区長に報告するものとする。

2 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認められないときは、その旨を総括通報責任者及び区長に報告するものとする。

3 所管課長は、調査の結果及び是正措置等について外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部通報者及び通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。

4 所管課長は、前項の規定による通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

5 総括通報責任者は、第1項又は第2項の報告を受けた場合において、所管課長が法令に基づく措置を行っていないと認めるときは、区長に対して法令に基づく措置等を行うよう勧告することができる。

(区長が講ずる措置)

第13条 区長は、前条第5項の勧告を受けた場合は、所属課長に対し法令に基づく措置等を行うよう指示するとともに、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(処理状況の公表)

第14条 区長は、毎年、外部公益通報の処理状況を区ホームページ等で公表するものとする。

(運用上の注意)

第15条 この要綱の運用に当たっては、関係者の利益が不当に侵害されることがないように配慮しなければならない。

(記録等の管理等)

第16条 所管課長及び公益通報対応業務従事者は、外部公益通報の処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で、外部通報者の秘密の保持に配慮して適切な方法で管理するものとする。

(他の行政機関への協力)

第17条 区は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合等を除き、必要な協力を行うものとする。

2 区は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、危機管理監が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月17日から施行する。